

郡山市公共工事の入札及び契約の適正化に関する連絡会議設置要綱

令和6年3月1日制定

令和7年3月28日最終改正

[財務部契約検査課]

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号) 及び公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、公共工事に係る入札及び契約の更なる適正化を図るため、郡山市公共工事の入札及び契約の適正化に関する連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市が発注する公共工事の入札及び契約に関する情報の共有及び意見の交換に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、連絡会議の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、座長及び構成員をもって組織する。

- 2 座長は、財務部契約検査課長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、財務部契約検査課長補佐がその職務を代理する。

(運営)

第4条 連絡会議は、必要に応じ、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、連絡会議の運営上必要と認める場合には、構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

財務部財政課長、農商工部農林基盤整備課長、建設構想部道路計画課長、建設構想部道路保全課長、建設構想部河川課長、建設構想部建築課長、都市構想部区画整理課長、都市構想部公園緑地課長及び上下水道局総務課長
